

大田市公告 第 30 号

公共下水道事業による受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、大田市公共下水道受益者負担金徴収条例（平成 18 年大田市条例第 39 号）第 3 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

大田市長 楫野弘和

記

賦課対象区域

町名	行政区	適用
大田町	大田（一部）	別紙図面の赤線で囲まれた区域
鳥井町	鳥井（一部）	別紙図面の赤線で囲まれた区域
久手町	久手（一部）	別紙図面の赤線で囲まれた区域